

第 1 編 総 則

目次

第1節 計画の趣旨.....	1
第1 計画の目的.....	1
第2 計画の性格と役割.....	1
第3 計画の周知.....	1
第2節 防災ビジョン.....	2
第1 計画の理念.....	2
第2 行政の責務と市民の心構え.....	3
第3 防災施策の大綱.....	3
第3節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	6
第1 市の処理すべき事務又は業務の大綱.....	6
第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	7
第3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者.....	11
第4 市民、自治会、自主防災会、事業所の責務.....	13
第4節 市の概況.....	14
第1 自然条件.....	14
第2 社会条件.....	18
第3 災害履歴.....	19
第4 災害の想定.....	25

第1節 計画の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、西脇市の地域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 市、県、市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等の災害予防に関する計画
- (3) 災害情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生等の災害応急対策に関する計画
- (4) 公共土木施設復旧事業の実施等災害復旧に関する計画
- (5) 復興本部の設置等災害復興に関する計画

第2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、風水害、地震災害、大規模事故災害等に関して、市その他の防災関係機関、関係団体及び市民の役割、責任、業務等についての基本的な指針を示す。
- (2) この計画は、次のような役割を担う。
 - ① 市、防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び災害対策の立案、実施に当たっての指針となること。
 - ② 関係団体や市民においては、防災意識を高め、自発的な防災活動を行う際の参考となること。
- (3) 計画の実施に当たっては、西脇市防災対策アクションプログラムを作成し、これに基づき実施する。
- (4) この計画は、防災に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加える。

第3 計画の周知

この計画は、市職員、関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、災害対策基本法第42条第4項に定める公表等により、市民への周知徹底に努めなければならない。

第2節 防災ビジョン

市民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全で安心な市民生活を確保することは、行政における最も基本的な課題であり、地方行政の原点である。

西脇市は、平成16（2004）年の台風23号で、河川水位が急上昇し、死者1人、住宅浸水約1,400戸等の甚大な被害を受けた。河川氾濫シミュレーションでは、100年に1回規模の豪雨が発生した場合、より一層甚大な被害が発生することが予想される。

また、西脇市では、御所谷断層帯・山崎断層帯による地震、豪雨等による土石流やがけ崩れ等も考えられる。そして、これらの災害は、突然襲ってくることから、防災体制の確立（特に自主防災体制）及び市民の意識啓発を図り、「災害に強いまちづくり」を一層推進する必要がある。

さらに、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策について、これまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。

第1 計画の理念

「 みんなのまちをみんなで守る 」

平成16（2004）年の台風23号をはじめとする過去の災害の教訓、御所谷断層帯地震による災害を念頭に、「みんなのまちをみんなで守る」ことを理念とし、みんなの力を結集して、災害にひるまない西脇市をつくりあげるため、基本的指針として次の3つを掲げる。

1 災害イメージを持つ

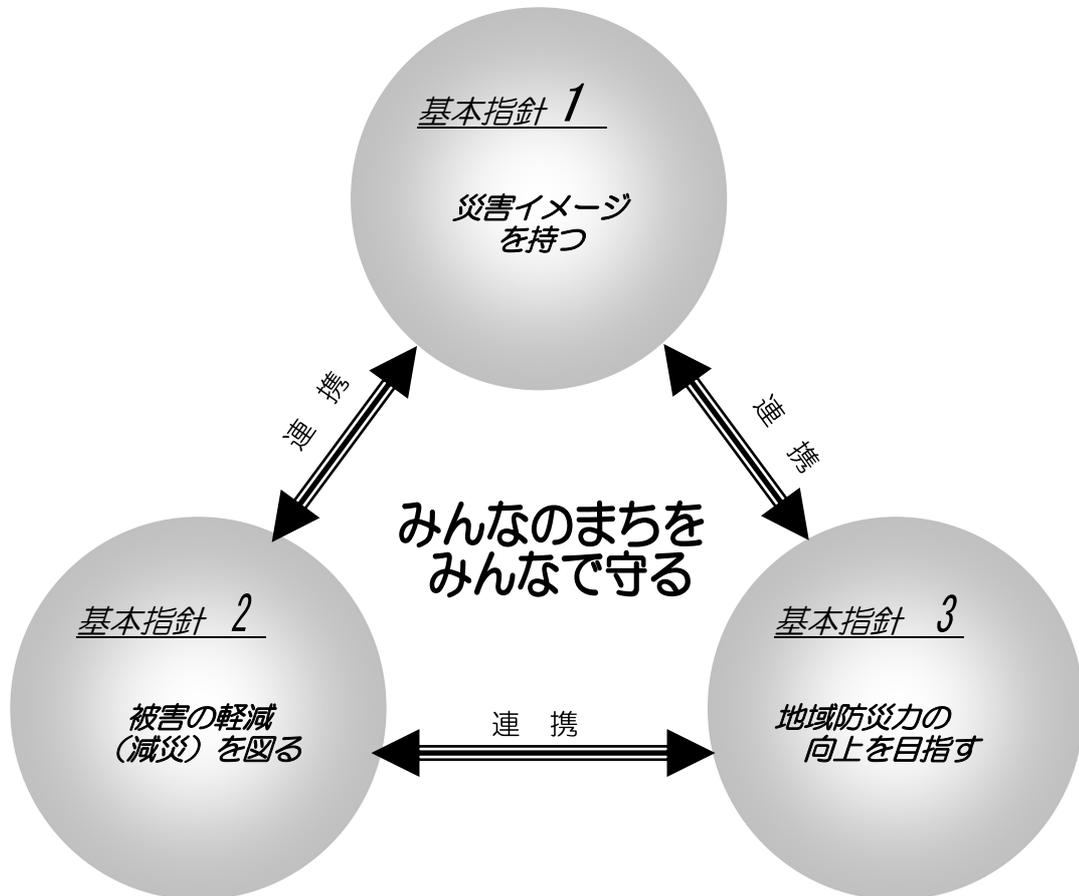
地震、風水害、事故などの災害は、いつか必ず発生するものであり、それが今、突然発生する可能性もある。また、行政、地域、市民ができることにはそれぞれ限界がある。この現実を冷静に見つめ、西脇市で発生しうる災害は何か、災害が発生したらどのような事態になるかを具体的にイメージし、何ができるか、どのように行動すべきか、どのような備えが必要かを現実的に考える。

2 被害の軽減（減災）を図る

被害の発生や被害をゼロにすることは困難である。したがって、災害が発生することを前提にできるだけ被害を小さくする減災を目指して対策を推進する。

3 地域防災力の向上を目指す

災害に対しては、「自助・共助・公助」の考え方から、行政だけでなく市民一人ひとり、町内会・自治会（以下「自治会」という。）、自主防災会、事業所などが、自分でできることは何かを考え、それぞれの地域社会でそれぞれの役割を果たすことが必要である。



第2 行政の責務と市民の心構え

市と県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全確保を第一に防災施設・設備の整備を推進するとともに、防災体制の充実と市民の危機意識の高揚を図る。

市民は、自分の生命と財産は自分で守るとの認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。特に大規模な災害においては、現場での初期活動が極めて重要であり、自主防災会への参加などにより日常的な防災活動に心掛ける。

第3 防災施策の大綱

1 災害に強いまちづくり

(1) 風水害対策の推進

近年は集中豪雨の回数が増え、内水氾濫とともに外水氾濫の危険性も危ぶまれる。今後も、河川やため池の改修、排水能力の強化、下水道及び治水施設の整備等を推進するとともに、洪水避難体制の強化を図る。

(2) 地震対策の推進

建て替え等により、施設そのものの耐震性は向上しているが、危険要因の増加等により、これまでにない被害も予測される。したがって、市及び関係機関は、防災・減災の視点にたった対策を展開し、都市の耐震化・不燃化等を推進する。

また、ライフラインを災害時にも最低限維持するための対策を推進するなど、災害に強い社会基盤の整備を図る。

市民、事業所は、耐震診断などを通じて建物のぜい弱性を把握するとともに、それに見合った耐震補強、屋内家具等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、ブロック塀・自販機・看板等の転倒・落下防止など、家庭、職場の耐震化、防火対策に努める。

(3) 土砂災害対策の推進

土砂災害を防止するための砂防施設等の工事を推進するとともに、土砂災害の発生を想定した警戒・避難体制の強化を図る。

(4) その他の災害対策の推進

突発の重大事故、危険物等災害、林野火災等についても、他の災害の対策とあわせ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備の推進を図る。

2 災害に強いひとづくり

(1) 自助能力の向上

大規模な災害においては、人命救助などの行政の緊急活動が行き渡らない可能性もある。このような中地域の被害を小さくするためには、現場での適切な初期活動が必要不可欠であり、それを行う市民の役割は極めて重要である。そのため市は、地域及び職場等を通じて市民の危機意識の高揚を図り、防災教育や防災訓練等を通じて、個人の災害時の防災活動力の向上を図る。

(2) 共助能力の向上

災害発生時の被害を軽減するためには、市民一人ひとりの活動に加え、自治会、自主防災会を主体とした地域単位での活動が必要不可欠となる。特に災害時要援護者（避難行動要支援者）への対応については、地域や近隣での協力体制が最も有効である。そのため市は、防災教育や地域での防災訓練等を通じ、自主防災会の育成強化を図る。

(3) 防災関係者の防災力の向上

市職員をはじめとする防災関係者に対し、研修や防災訓練を実施し、防災意識及び災害対応力の向上を図る。

3 災害に強いしくみづくり

(1) 情報伝達手段の確保

災害発生時における情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、防災行政無線を整備し、

早期の避難誘導や事前準備を可能にし、被害の軽減を図る。

(2) 災害時要援護者（避難行動要支援者）支援策の確立

災害発生時等における災害時要援護者（避難行動要支援者）への避難情報等の伝達及び迅速な避難誘導を図るため、自治会、自主防災会を中心として、災害時要援護者（避難行動要支援者）一人ひとりに対して近隣協力者を定めるなど「災害時要援護者（避難行動要支援者）避難のための近隣協力体制づくり」を進める。

(3) 災害対策本部の機能強化

災害時の本部機能の強化を図るため、本部内及び防災関係機関の情報共有手段の整備を図るほか、地域防災計画に基づく各種マニュアルを作成し、「いつ、だれが、何を、どうするのか」といった役割分担を明確にする。マニュアルは、訓練の実施により実効性の検証を行い、必要な見直しを図っていく。

(4) 応援体制の充実

近隣の自治体、関係機関、民間事業者等と災害対策に関する各種協定を締結し、広域応援体制を整備し、総合的な防災体制の確立を図る。

(5) 消防力の強化

消防自動車、消防団の資機材等の整備を促進し、消防力の強化を図るとともに、消防団員の資質向上、活性化を図る。

また、大規模災害に対応できるよう消火栓、防火水槽の整備を進めるほか、河川、池などの活用を図るなど多様な消防水利の確保に努める。

(6) 救急救助体制の高度化

西脇市多可郡医師会、市立西脇病院、北播磨圏域医療機関等との連携を図るとともに、AED（自動体外除細動器）を整備し、救命率の向上に努める。また、特殊災害に対応できる資機材を整備し、救助技術の高度化を図る。

第3節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、市域を管轄する防災関係機関及び市民・事業所等は、主に次の役割を担う。

第1 市の処理すべき事務又は業務の大綱

1 業務の大綱

- (1) 西脇市防災会議に関する事務
- (2) 防災対策に関する組織の整備
- (3) 防災に関する調査研究、知識の普及、教育及び訓練
- (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備、改良及び点検
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 住民等に対する災害広報
- (8) 消防、水防その他の応急措置
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難の勧告、指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (11) 被災児童及び生徒の応急教育
- (12) 食料、医薬品その他の物資の確保
- (13) 公共土木施設、農業用施設等に対する応急措置
- (14) 災害時における清掃、防疫対策その他の保健衛生に関する応急措置
- (15) 緊急輸送の確保
- (16) 農産物、家畜及び林産物に対する応急措置の指導
- (17) 災害復旧
- (18) その他災害の防御又は拡大防止のための措置

2 防災会議

西脇市防災会議は、災害対策基本法第16条及び西脇市防災会議条例の規定により、市域に係る防災に関する基本方針及び市の業務を中心とした市域内の公共団体その他機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成並びにその実施の推進を図る。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 兵庫県

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
教育委員会(播磨東教育事務所)	●				○教育委員会に属する施設の整備と防災管理
		●			○教育施設(所管)の応急対策の実施 ○被災児童・生徒の応急教育対策の実施
			●		○被災教育施設(所管)の復旧
				●	○学校教育充実のための対策の実施 ○体験を通じての生きる力をはぐくむ教育の推進 ○児童・生徒のこころのケアの実施
警察本部(西脇警察署)		●			○情報の収集 ○救出救助、避難誘導等 ○交通規制の実施、緊急交通路の確保等 ○行方不明者の捜索
知事部局・企業庁(北播磨県民局)	●				○県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 ○市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 ○県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 ○防災に関する組織体制の整備 ○防災施設・設備等の整備 ○医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 ○防災に関する学習の実施 ○防災訓練の実施 ○防災に関する調査研究の実施 ○県所管施設の整備と防災管理
		●			○県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 ○市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 ○災害応急対策に係る組織の設置運営 ○災害情報の収集・伝達 ○災害情報の提供と相談活動の実施 ○水防活動の指導 ○被災者の救援・救護活動等の実施 ○廃棄物・環境対策の実施 ○交通・輸送対策の実施 ○県所管施設の応急対策の実施
			●		○県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 ○市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 ○県所管施設の復旧

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
知事部局・企業庁 (北播磨県民局)				●	<ul style="list-style-type: none"> ○県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 ○市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援 ○災害復興対策に係る組織の設置運営 ○災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施

2 指定地方行政機関

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
近畿管区警察局		●			<ul style="list-style-type: none"> ○管区内各府県警察の指導・調整 ○他管区警察局との連携 ○関係機関との協力 ○情報の収集及び連絡 ○警察通信の運用
近畿総合通信局	●				<ul style="list-style-type: none"> ○非常時の重要通信確保体制の整備 ○非常通信協議会の指導育成 ○情報伝達手段の多様化・多重化の推進
		●			○災害時における通信手段の確保
近畿財務局神戸財務事務所		●			○仮設住宅設置可能地の提示
			●		<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧事業費査定の立会い ○地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資 ○金融機関に対する緊急措置の指示
				●	○復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		●			○災害時における医療救護
兵庫労働局(西脇労働基準監督署)	●				○工場、事業場における労働災害防止の監督指導
		●			<ul style="list-style-type: none"> ○労働災害発生情報の収集 ○労働災害の二次災害防止 ○労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償
			●		○災害復旧工事等における労働災害防止
				●	○災害復興工事等における労働災害防止
近畿農政局	●				<ul style="list-style-type: none"> ○農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 ○農作物等の防災管理指導 ○地すべり区域(直轄)の整備
		●			<ul style="list-style-type: none"> ○土地改良機械の緊急貸付け ○農業関係被害情報の収集報告 ○農作物等の病虫害防除の指導 ○食料品飼料種もみ等の供給あっせん
			●		<ul style="list-style-type: none"> ○各種現地調査団の派遣 ○農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 ○被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
農林水産省総合生産局	●				○災害救助用米穀及び災害対策用乾パン・乾燥米飯の備蓄
		●			○災害救助用米穀及び災害対策用乾パン・乾燥米飯の供給（売却）
近畿中国森林管理局	●				○林野火災予防対策
		●			○災害対策用復旧用材の供給

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
近畿経済産業局	●				○危険物等の保安確保対策の推進
		●			○災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 ○事業者商工業等の業務の正常な運営の確保 ○危険物等の保安の確保
			●		○生活必需品、復旧資機材の円滑な供給の確保 ○被災中小企業の振興
				●	○被災地の復興支援 ○ライフライン施設等の本格復興 ○被災中小企業の復興その他経済復興の支援
近畿地方整備局 (兵庫国道事務所、 姫路河川国道事務所)	●				○被災公共土木施設（直轄）の整備と防災管理 ○応急機材の整備及び備蓄 ○指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 ○市の災害予防に関する事務又は業務の支援
		●			○被災公共土木施設（直轄）の応急点検体制の整備 ○災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 ○被災公共土木施設（直轄）の二次災害の防止 ○市の災害応急対策に関する事務又は業務の支援
			●		○被災公共土木施設（直轄）の復旧
神戸運輸監理部		●			○所管事業に関する情報の収集及び伝達 ○特に必要があると認める場合の輸送命令
			●		○被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 ○交通機関利用者への情報提供 ○被災地方公共団体の復興計画策に対する協力
				●	○被災地方公共団体の復興計画策に対する支援 ○被災関係事業者等に対する支援
神戸運輸監理部 (姫路自動車検査 登録事務所)	●				○所管する交通施設及び設備の整備についての指導
		●			○所管事業に関する情報の収集及び伝達 ○交通機関利用者への情報の提供 ○旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 ○貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 ○道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集
大阪航空局(大阪 空港事務所)		●			○災害時における航空機による輸送の安全の確保 ○遭難航空機の捜索及び救助
			●		○被災空港施設(直轄)の復旧

神戸地方気象台	●			○気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達
		●		○被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
			●	○被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供

3 自衛隊

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
陸上自衛隊第3師団(中部方面特科連隊) (第8高射特科群)		●			○人命救助又は財産保護のための応急対策の実施

4 指定公共機関

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
日本郵便株式会社(西脇郵便局) 日本郵便株式会社(市内各郵便局)		●			○災害時における郵政事業運営の確保 ○災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
			●		○被災郵政事業施設の復旧 ○被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による長期融資
日本銀行(神戸支店)			●		○金融機関に対する緊急措置の指導
日本赤十字社(兵庫県支部)		●			○災害時における医療救護 ○救援物資の配分
日本放送協会(神戸放送局)	●				○放送施設の整備と防災管理
		●			○災害情報の放送 ○放送施設の応急対策の実施
			●		○被災放送施設の復旧
西日本旅客鉄道株式会社(加古川管理駅)	●				○鉄道施設の整備と防災管理
		●			○災害時における緊急鉄道輸送 ○鉄道施設の応急対策の実施
			●		○被災鉄道施設の復旧
NTT西日本株式会社(兵庫支店)、株式会社NTTドコモ関西支社、NTTドコモビジネス株式会社	●				○電気通信設備の整備と防災管理
		●	●		○電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ○災害時における非常緊急通信
			●		○被災電気通信設備の災害復旧
日本通運株式会社		●			○災害時における緊急陸上輸送

(西脇事業所)					
KDDI株式会社 (関西総支社)	●				○電気通信設備の整備と防災管理
		●	●		○電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			●		○被災電気通信設備の災害復旧
ソフトバンク株式 会社	●				○電気通信設備の整備と防災管理
		●	●		○電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			●		○被災電気通信設備の災害復旧
楽天モバイル株式 会社	●				○電気通信設備の整備と防災管理
		●	●		○電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			●		○被災電気通信設備の災害復旧
関西電力株式会社 関西電力送配電株 式会社	●				○電力供給施設の整備と防災管理
		●			○電力供給施設の応急対策の実施
			●		○被災電力供給施設の復旧

5 指定地方公共機関

機関名	予防	応急	復旧	復興	業務大綱
神姫バス株式会 社、一般社団法人 兵庫県トラック協 会		●			○災害時における緊急陸上輸送
株式会社ラジオ関 西、株式会社サン テレビジョン、兵 庫エフエム放送株 式会社	●				○放送施設の整備と防災管理
		●			○災害情報の放送 ○放送施設の応急対策の実施
			●		○被災放送施設の復旧
一般社団法人兵庫 県医師会、一般社 団法人西脇市多可 郡医師会		●			○災害時における医療救護
			●	●	○外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
一般社団法人兵庫 県LPガス協会	●				○エルピーガス供給設備の防災管理
		●			○エルピーガス供給設備の応急対策の実施
					○災害時におけるエルピーガスの供給
			●		○被災エルピーガス供給設備の復旧

第3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

団体・管理者名	責務
北はりま消防本部西脇消防署	○市の災害予防・応急・復旧・復興対策に関する事務 又は業務の支援 ○消火、救出、救助・救護活動 ○災害の予防対策
北播磨清掃事務組合	○ゴミ・災害廃棄物の処理への協力
(一財)西脇市住民サービス公社、 北播衛生事務組合、氷上多可衛生 事務組合	○し尿

団体・管理者名	責務
伊丹産業株式会社西脇都市ガス事業所	○ガス供給施設の防災点検・改良と防災管理、応急対策、復旧対策
保安センター東播有限会社	○エルピーガス供給施設の防災管理、応急対策、復旧対策
西脇市消防団	○防災知識の普及協力 ○警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等の協力
西脇市社会福祉協議会	○社会福祉施設の被害調査 ○ボランティアセンターの開設・運営 ○生活福祉資金貸付けの受付 ○災害時要援護者（避難行動要支援者）避難支援プランの作成協力 ○災害時要援護者（避難行動要支援者）の救助・救援の協力
西脇建設業協会、兵庫県電気工事工業組合支部	○公共土木施設の応急・復旧対策、被災者の救助・救援対策の協力
西脇市上下水道協同組合	○上下水道施設の応急・復旧対策
一般社団法人西脇市多可郡医師会	○医師、医療機関との連絡調整 ○災害時の医療救護、見分、防疫、心的外傷後ストレス障害対策の協力
西脇市多可郡歯科医師会	○歯科医師、医療機関との連絡調整 ○災害時の歯科医療救護、見分等の協力
西脇市多可郡薬剤師会	○薬剤師との連絡調整 ○災害時の医薬品の供給の協力
一般社団法人兵庫県獣医師会東播支部	○獣医師との連絡調整 ○避難者のペット対策の協力
みのり農業協同組合	○被害調査、被災者の救助・救援対策の協力 ○被災組合員の応急、復旧対策支援 ○食料等の供給
学校法人	○学校施設・設備の防災点検・改良、防災訓練 ○応急教育対策
金融機関	○被災事業者の再建支援 ○義援金口座の開設
医療機関	○医療施設・設備の防災点検・改良、防災訓練 ○災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	○福祉施設・設備の防災点検・改良、防災訓練 ○災害時要援護者（避難行動要支援者）の救援協力
危険物施設等の管理者	○危険物施設・設備の防災点検・改良、防災訓練 ○災害時の危険物・施設の安全措置

第4 市民、自治会、自主防災会、事業所の責務

区分	責務
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○防災についての家族会議の開催 ○防災知識の習得 ○地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 ○自宅建物・設備の災害対策 ○避難行動の検討、避難所・避難経路等の確認 ○飲料水・食料・生活用品等の3日以上以上の備蓄と点検 ○消防団・自主防災会への参加及び活動への協力 ○気象警報等の収集、家族・近所への伝達 ○家族・近所の災害時要援護者（避難行動要支援者）等の避難支援 ○災害廃棄物の分別
自治会 自主防災会 (自主防災組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○地区防災計画の作成 ○防災知識の普及・啓発 ○自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 ○地域の災害危険性の把握、点検 ○災害時要援護者（避難行動要支援者）の把握、支援体制の整備、個別支援計画作成 ○自主防災リーダーの養成 ○自主防災活動、訓練の実施 ○水防活動の協力 ○気象警報等の収集、伝達 ○地域の災害時要援護者（避難行動要支援者）、被災者の救助・救援対策の協力 ○避難所の自主運営 ○災害廃棄物の分別、集積所の管理協力
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員への防災知識の普及・教育、訓練 ○防災計画、事業継続計画（BCP）の作成・更新 ○地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 ○所管施設・設備の防災措置 ○避難対策の検討 ○従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 ○自衛消防活動・訓練 ○気象警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 ○消防団・自主防災会への参加及び活動への協力 ○災害時要援護者（避難行動要支援者）等の避難支援 ○災害廃棄物の分別

資料

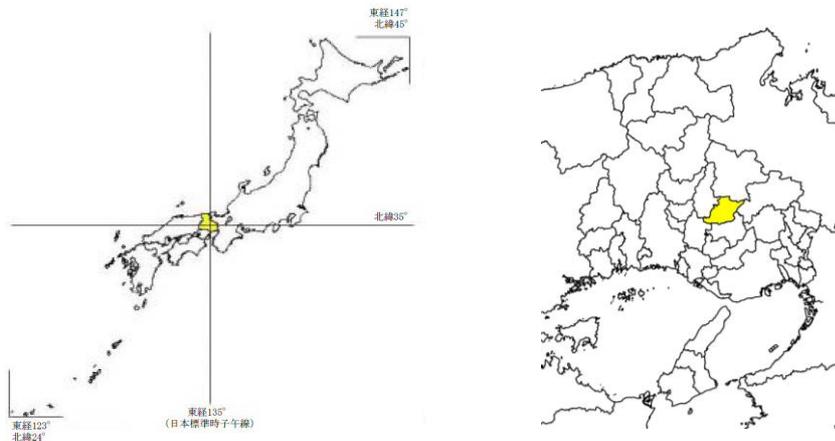
- 1-1 西脇市防災会議条例
- 1-2 西脇市防災会議構成委員名簿
- 14-1 自主防災会等一覧

第4節 市の概況

第1 自然条件

1 地形

西脇市は兵庫県のほぼ中央部、東経 135 度と北緯 35 度とが交差する「日本列島の中心—日本のへそ」に位置している。市域は、東を丹波篠山市、西を加西市、多可町、南を加東市、北を丹波市に接し、東西 19.03km、南北 13.20km、総面積 132.44 km²を有する。地理的には中国山地の東南端が播磨平野に接する地点に当たり、市域は西光寺山（標高 712.9m）を最高峰として四方を標高 200～600mの山地や丘陵に囲まれている。最低地点は板波町加古川河床付近（標高 44.0m）である。



西脇市の位置（西脇市統計書）

市の中央部には兵庫県下最大の流域面積を持つ加古川が貫流する。加古川には左岸から門柳川、比延谷川、右岸から杉原川、野間川など支川が合流し、これらの河川沿いに開けた平野部に集落や農地が形成されている。加古川沿いの低地部（西脇低地、杉原川低地）に広がる平坦地の標高は最上流黒田庄町小苗付近で約 80m、最下流高松町付近で約 50mである。

黒田庄町黒田、比延町、鹿野町、高松町などでは、山際で低地より一段と高い標高 60～70mに旧河川堆積による段丘が平坦面を形づくり、谷底部と同様に水田として開発されている。また、加古川下流部の平野町、野村町や総合市民センター付近には、段丘より更に高い標高 80～90m付近にも緩傾斜地の「高位面」がある。高位面は高位段丘とも呼ばれていたが、標高 70m以下の段丘とは成因が異なる形成時期が古い扇状地性丘陵の堆積面である。

2 地質

市域の地質は、山地部に分布する基盤岩類と河川沿いの低地部に分布する未固結被覆層（沖積層、段丘層、大阪層群）などからなる。

(1) 基盤岩類

基盤岩類は溶結凝灰岩類と固結した堆積岩類（丹波層群）である。堆積岩類は固結した泥岩（頁岩）、砂岩などからなり、堅硬なチャート層を伴っており、市の南西端の岡崎町、水尾町、明楽時町など野間川右岸部にだけ分布する。溶結凝灰岩類は中生代白亜紀（約1億年～7,000万年前）の火山活動で形成されたもので山地部の大半に分布する。

(2) 未固結被覆層

沖積層は、加古川とそれらの支流低地に沿って分布し、砂れき・シルト及び泥からなる。また、黒田庄町石原付近のれき混じり～粘土混じり砂層は厚さ4mほどである。

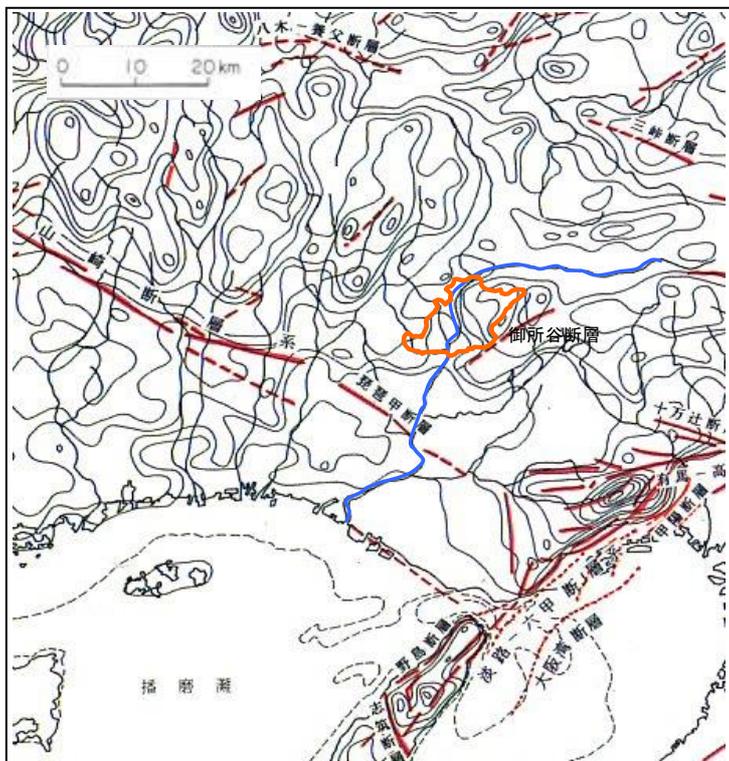
段丘層は、最終氷期後半の堆積物からなるもので、加古川・杉原川沿いなどに見られ、新鮮な円れき層からなる。

大阪層群は、平野町から野村町にかけての標高80～90m高位面の地質は大阪層群に属し、段丘よりも時代的に古く風化赤色化した基盤岩れきを含むやや固結の進んだ土砂～砂れき層である。

3 活断層

活断層とは、現在の地形が形成された第四紀（約200万年前以後現在まで）に活動したことがある断層で、将来も活動することが推定される断層のことをいう。

西脇市周辺にある活断層の概要は、次のとおりである。



西脇市周辺の活断層
(兵庫県の地質、兵庫県土木部、1996)

(1) 御所谷断層

西脇市を通過する活断層として「御所谷断層」がある。御所谷断層は加東市の北縁、から西脇市比延地区の山内を北東～南西に走る。御所谷断層は確実度Ⅱで地震研究推進

本部の長期評価対象とはなっていない。御所谷断層の諸元は次のとおりである。

- ・方向：NE-SW 方向 延長：26km
- ・断層の根拠：谷・尾根が直線状に並んだリニアメントをはさんで山地斜面標高が相違するとともに屈曲する。北西上がり、右横ずれの動きが推定される。

(2) 山崎断層帯

山崎断層帯の東端は西脇市から約20kmの距離に位置する。山崎断層帯は、中国自動車道に沿って神崎郡福崎町から北西方に宍粟市山崎町を経て岡山県津山市付近へと79kmに及び、地震調査研究推進本部の評価対象となっている。確実度Ⅰの断層で地形的にも極めて明瞭なため、典型的な活断層として有名である。

地震調査研究推進本部の長期評価では次のような特徴を有するとされている。

北西部

- ・平均活動間隔：1,800～2,300年
- ・最終活動時期：活動① 868年（播磨国地震）活動② 3,400年以後、2,900年以前
- ・長期評価で予想した地震規模：M7.7程度
- ・地震発生確率（30年以内）：0.09%～1%

南東部

- ・平均活動間隔：3,900年程度 最終活動時期：4世紀以後、6世紀以前
- ・長期評価で予想した地震規模：M7.3程度
- ・地震発生確率（30年以内）：0%～0.01%

(3) 草谷断層

草谷断層は、兵庫県三木市から加古川市にかけて分布する断層である。長さは約13kmで、東北東－西南西方向に延びる右横ずれが卓越する断層である。

- ・平均活動間隔：6,500年程度 最終活動時期：4世紀以後、12世紀以前
- ・長期評価で予想した地震規模：M6.7程度
- ・地震発生確率（30年以内）：ほぼ0%

(4) 大阪湾断層帯

兵庫県南部地震の後、探査によって大阪湾西部に伏在することが確認された断層である。西脇市の南西方約40kmの大阪湾中に位置する。研究途上であり地震研究推進本部の長期評価では活動度は判定されていない。地震研究推進本部の長期評価は次のとおりである。

- ・平均活動間隔：約3,000～7,000年 最終活動時期：9世紀以後
- ・長期評価で予想した地震規模：M7.5程度
- ・地震発生確率（30年以内）：0.004%以下

(5) ^{みとけ}三峠断層（三峠・京都西山断層帯）

三峠断層は西脇市から約50km北西方、京都府福知山市長田野東部から同南丹市日吉町胡麻北方に位置する確実度Ⅰの断層である。地震研究推進本部の長期評価では”活動度

がやや高いグループに属する”とされている。地震研究推進本部の長期評価は次のとおりである。

- ・平均活動間隔：5,000～7,000年程度 最終活動時期：3世紀以前
- ・長期評価で予想した地震規模：M7.2程度
- ・地震発生確率（30年以内）：0.4%～0.6%

(6) 養父断層

西脇市北方約40km、養父市に位置する確実度Ⅱの断層である。「近畿の活断層」（東京大学出版会、2000年）でも、少なくとも最近は活動的ではない可能性が高いとして確実度Ⅱに評価されている。地震研究推進本部の長期評価の対象にはなっていない。

4 気象

西脇市の気候は、瀬戸内式気候に属しており、一年を通して比較的温暖であるが気温の年較差・日較差が大きい内陸型の特徴を持つ。冬期は朝晩の冷え込みが厳しく気温の日較差も大きい。対して、夏期は気温・日較差ともに県下の平均的な傾向と一致している。夏期の降水量はやや多く、冬期はやや少ない。積雪日は年に2、3日である。

アメダス西脇（西脇市上比延町）の記録によれば、西脇市の気象は年間平均気温 14.3℃、8月の最高気温の平均値 32.5℃、1月の最低気温の平均値-1.5℃、年間降雨量約 1,433.0mm、平均風速 1.4mである（いずれも 1981年～2010年平均値）。積雪に関する長期統計記録はない。

■西脇市の気象状況

	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間	降水量
単位	℃	℃	℃	m/s	時間	mm
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1986～2010	1981～2010
資料年数	30	30	30	30	25	30
1月	3.0	8.6	-1.5	1.3	113.4	42.3
2月	3.6	9.3	-1.2	1.5	110.2	61.9
3月	7.0	13.0	1.5	1.8	136.2	115.7
4月	12.8	19.4	6.5	1.7	167.3	124.2
5月	17.5	23.8	11.7	1.5	163.2	168.4
6月	21.6	27.1	17.0	1.4	131.1	184.2
7月	25.5	30.5	21.6	1.4	135.6	191.2
8月	26.6	32.3	22.4	1.4	176.6	130.7
9月	22.7	28.0	18.5	1.6	136.2	165.2
10月	16.3	22.2	11.5	1.5	144.6	110.2
11月	10.3	16.5	5.3	1.3	122.7	72.7
12月	5.2	11.3	0.5	1.1	115.7	46.4
全年	14.3	20.1	9.5	1.4	1647.9	1433.0

(気象庁アメダス西脇観測データ)

第2 社会条件

1 人口・世帯

令和2（2020）年度の国勢調査では西脇市の総人口は38,673人、世帯数15,167世帯、1世帯当たり人口2.54人、人口密度292.0人/k㎡である。

人口は昭和35（1960）年の51,173人をピークに緩やかな減少傾向にある。

令和2（2020）年現在、65歳以上の人口は12,974人で総人口に占める割合は33.6%、65歳以上親族のいる一般世帯数は8,155世帯で、一般世帯数に占める高齢者がいる世帯の割合は53.8%である。全市平均では2世帯に1世帯に近い割合で65歳以上の高齢者がいることになる。

（資料：令和2（2020）年度国勢調査）

2 土地利用

西脇市は、加古川、杉原川に沿う谷底平野が平坦地を形成するほかは山地が広い割合を占めている。

市域全面積132.44k㎡に対して可住地面積率29.2%、林野（可住地以外）70.8%の割合となっている。耕地は可住地の30.7%（全市面積の8.9%）を占め、耕地の大半は水田である。

（資料：兵庫県主要統計指標 令和7（2025）年版）

3 交通

(1) 道路

西脇市域には、東播磨臨海部と丹波・北近畿を結ぶ広域幹線道路である国道175号が南北に走り、国道427号、県道黒田庄多井田線、県道上鴨川西脇線、主要地方道西脇八千代市川線などが隣接市町とを結んでいる。

(2) 鉄道

西脇市域の鉄道は、平成16（2004）年に電化された西日本旅客鉄道（以下「JR」という。）加古川線が加古川に沿って走り、JR山陽本線加古川駅とJR福知山線谷川駅とを結んでいる。加古川線の日当たりの乗降客数は市内全駅で812人、そのうち西脇市駅が720人で88.7%を占める。

（資料：令和6（2024）年版西脇市統計書）

第3 災害履歴

1 風水害

西脇市は、加古川沿いの低地にあり、これまでも、風水害による浸水被害が発生してきた。特に、平成16(2004)年10月の台風23号による災害では、加古川が計画高水位を越え浸水被害が発生するなど大きな被害が発生した。

西脇市でこれまでに発生した主な風水害は資料編に示す。

(1) 昭和38(1963)年6月3～4日の集中豪雨による災害

① 気象等の状況

2日から5日にかけて台風が本邦南岸沖を北東進し、これが梅雨前線を刺激したため前線活動が活発化して、2～4日にかけて大雨を降らせた。4日の8時から11時にかけて県南部の氷上・多可・神崎郡、西脇市一帯に時間雨量40mmを越える局地的豪雨を降らせ、加古川などが中・上流で氾濫した。

② 雨量の状況

期間雨量は197.0mm(3日9時～5日9時)、1時間最大雨量は62mm(4日10時)である。

③ 被害の状況

被害の状況は、次のとおりである。

■昭和38(1963)年6月3～4日集中豪雨

区分	備考
死者 1名	① 死者
家屋流失 3戸	② 市内 断水
家屋半壊 3戸	③ 市街地 全戸停電
床上浸水 588戸	④ 降り始めからの雨量144mm(4時間)
床下浸水 691戸	
橋りょうの流出・欠損 13	
道路損壊 32路線	
鉄道流失 10m	
堤防損壊 38箇所	
農作物の被害 545ha	
水道管破損 2箇所	
ガス管破損 130m	
その他公共施設の被害 4箇所	

(2) 昭和58(1983)年台風10号による被害(9月24～29日)

① 気象等の状況

台風は日本の南方海上を北西に進んで、25日に沖縄本島と宮古島の間を通過して東シナ海に入って北上した。27日に進路を東寄りに変えて、28日10時に長崎市付近へ上陸、九州を横断して高知県宿毛市付近に再上陸の後、15時に温帯低気圧となった。

24日頃から西日本に停滞していた秋雨前線が台風の接近とともに活発化し、雨模様の日が続いた。特に、28日には早朝から強雨が連続した。県内では河川の氾濫、山・がけ崩れが多発した。

② 雨量の状況

期間雨量は 233.5mm (26 日 18 時～28 日 18 時)、1 時間最大雨量は 63.5mm (28 日 10 時～11 時) である。

③ 被害の状況

被害の状況は次のとおりである。

■昭和 58 (1983) 年 9 月 28 日台風 10 号

区分	旧西脇市	旧黒田庄町	備考
負傷者	3 名		① 雨量 9/26-9/28 旧西脇市 233.5 mm 旧黒田庄町 244 mm
住家全壊	3 戸	1 戸	
住家半壊	7 戸	9 戸	旧西脇市 1 時間最大 63.5 mm (9/28 10:00-11:00)
床上浸水	184 戸	151 戸	
床下浸水	1115 戸	547 戸	② 9/26 6:00 旧西脇市災害対策本部 旧黒田庄町災害対策本部
道路決壊	14 箇所		
堤防損壊	131 箇所		
橋りょう流失	2 箇所		
ため池決壊	4 箇所		
がけ崩れ	26 箇所		
田畑流失	223 箇所		
田畑埋没	267 箇所	5ha	
田畑冠水	140ha	260ha	
井堰損壊	10 箇所		
用水路損壊	50 箇所		
事業所被害	134		
避難者		457 人	

(3) 平成 16 (2004) 年台風 23 号による災害

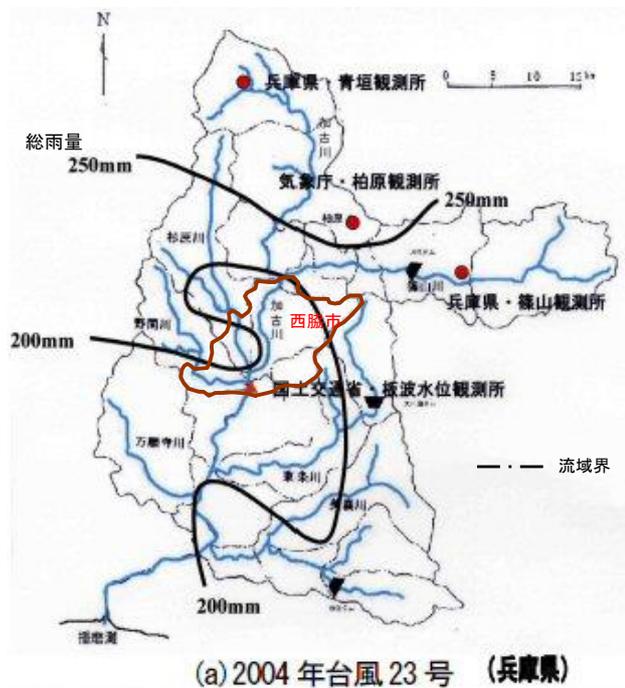
① 気象等の状況

平成 16 (2004) 年 10 月 13 日 9 時にマリアナ諸島近海で発生した台風 23 号は、大型で強い勢力となって沖縄県の南海上を北上、沖縄本島から奄美群島沿い、高知県上陸を経て、20 日 18 時前、大阪府泉佐野市付近に再上陸し、近畿地方、東海地方に進み、21 日 9 時に関東の東海上で温帯性低気圧となった。

この台風により各地で河川が氾濫し、西脇市でも加古川が計画高水位を越え浸水害が発生した。また、西日本を中心に土砂災害が発生した。人的被害は、兵庫県、京都府、香川県を中心に、全国で死者・行方不明者が 100 人近くに達する甚大な被害となった。

② 雨量の状況

台風 23 号による 19 日から 20 日にかけての総雨量はアメダス西脇 208mm、(国) 板波 182mm、(国) 船町 169mm、(県) 西脇 197mm、(県) 中畑 212mm であった。アメダス西脇の記録によれば、最大時間雨量 23mm (20 日 16 時)、3 時間雨量 63mm (20 日 17 時)、連続降雨量 144mm (20 日 5 時～19 時) となっている。



降雨の分布状況

③ 加古川の水位状況

19 日の降雨により水位は板波 0.87m (19 日 23 時)、船町 0.76m (19 日 21 時) まで上昇した後、20 日 7 時には板波 0.41m、船町 0.52m まで低下した。20 日 5 時～7 時頃から始まった降雨とともに水位は急激に増し、降雨のピーク (板波 16 時、船町 15 時) より約 4 時間遅れた 19～20 時に水位はピークを迎えた。ピーク水位は板波 8.16m (20 時)、船町 4.70m (19 時) で板波地点では計画高水位 6.1m を約 2.0m 上回り、船町地点は計画高水位 5.5m には至らなかったものの警戒水位 3.5m は大幅に超えていた。

最高水位の後、加古川の水位は徐々に低減し 25 日には 18 日よりやや高い程度まで復帰した。

④ 被害の状況

○旧西脇市の被害

旧西脇市では自宅の水没により女性 (89 歳) が死亡した。そのほか、低体温症などで計 3 名の負傷者が出た。住宅被害は大規模半壊 91 棟、半壊 775 棟、床上浸水 123 棟、床下浸水 282 棟などであった。行方不明、全壊はなかった。避難者数は 959 人であった。

浸水は杉原川、野間川の下流と比延谷川下流の 3 区域を中心に発生した。

○旧黒田庄町の被害

旧黒田庄町では人的被害は免れた。住宅被害は大規模半壊 17 棟、半壊 67 棟、床上浸水 3 棟、床下浸水 35 棟などであった。全壊はなく、避難者数は 238 人であった。

住宅浸水は福地地区、西沢地区、前坂地区を中心に発生した。

■平成16（2004）年台風23号の被害

種別	区分	旧西脇市	旧黒田庄町	合計	兵庫県計	全国
人的被害	死者 人	1	0	1	26	95
	行方不明 人	0	0	0	0	3
	負傷者 人	3	0	3	135	555
住家被害	全壊 棟	0	0	0	783	909
	大規模半壊 棟	91	17	108	—	—
	半壊 棟	775	67	842	7,142	7,776
	一部破損 棟	0	0	0	1,506	10,955
	床上浸水 棟	123	3	126	1,745	14,323
	床下浸水 棟	282	35	317	9,058	41,132
	避難者 人	959	238	1,197	8,439	
その他被害	道路冠水 箇所	11	5	16		
	道路一部損壊 箇所	0	1	1		
	堤防一部崩壊等 箇所	12	18	30		
	土砂崩れ 箇所	2	1	3		
	冠水面積 ha	203ha	221ha	424ha		

出典：西脇市、黒田庄町--「西脇市資料」

県内被害--「兵庫県台風23号災害検証委員会」報告書

全国被害--「平成16（2004）年台風23号による被害状況について（17報）」、

内閣府、平成18（2006）年8月9日

(4) 平成23（2011）年台風12号による災害

① 気象等の状況

平成23（2011）年8月25日9時にマリアナ諸島の西の海上で発生した台風12号は、日本の南海上をゆっくり北上して9月3日10時前に高知県東部に上陸し、四国地方、中国地方を縦断して4日未明に日本海へ進んだ。その後もゆっくり北上を続け、5日15時に熱帯低気圧に変わった。

台風12号は動きが遅く上陸後も大型の勢力を保っていたため、長時間台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、西日本から北日本にかけて、広い範囲で記録的な大雨となった。特に紀伊半島では降り始めの8月30日17時からの総雨量が、多い所で1800mmを超えた。西脇市でも杉原川が氾濫危険水位を超え浸水害が発生した。

② 雨量の状況

台風12号による3日から4日にかけての総雨量はアメダス西脇181mm、（国）板波186mm、（国）船町157mm、（県）西脇153mm、（県）中畑112mm、であった。アメダス西脇の降雨量によれば最大時間雨量は21.5mm（3日23時）であった。

③ 杉原川の水位状況

3日から4日の降雨により水位は西脇 5.15m（4日3時40分）、中町 3.85m（4日2時30分）まで上昇した。

3日22時頃から始まった降雨とともに水位は急激に増し、降雨のピーク（加美5日1時）より約2時間30分遅れた3時40分に水位はピークを向かえた。ピーク水位は西脇

5.15m、中町3.85m（2時30分）で西脇地点では氾濫危険水位（4.29m）を0.86m上回った。

また、加古川でも板波地点において4日4時30分に5.06m（氾濫危険水位5.06m）を記録した。

④ 被害の状況

住宅被害は半壊110棟、床上浸水20棟、床下浸水113棟、一部損壊2棟で、避難者数は397人であった。

河川被害は低水護岸崩壊や、堤防の一部破壊、高水敷コンクリートの破損、井堰の破損が多数あり。また、冠水による通行止めや、崖崩れも数箇所発生している。

浸水被害は杉原川、野間川の流域を中心に発生した。

■平成23（2011）年台風第12号の被害

種別	区分	西脇市	兵庫県	全国
人的被害	死者 人	0	1	82
	行方不明 人	0	0	16
	負傷者 人	0	18	112
住家被害	全壊 棟	0	3	379
	半壊 棟	110	121	3,159
	一部破損 棟	2	181	469
	床上浸水 棟	20	1,010	5,500
	床下浸水 棟	113	2,430	16,594
	避難者 人	397	7,792	
その他被害	道路冠水 箇所	17		
	堤防一部崩壊等 箇所	6		
	土砂崩れ 箇所	2		

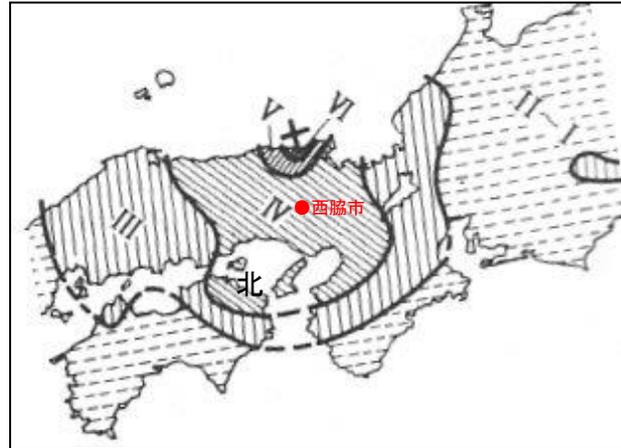
2 地震

西脇市では、過去に大きな地震による被害は発生していない。近畿地方、中国地方を震源とする内陸直下型地震のうち、震源が西脇市に近かった地震の被害状況は、次のとおりである。

- (1) 北但馬地震（大正14（1925）年5月23日11時09分 M6.8、震源：北緯35.6° 東経134.8°、震源の深さ不明）

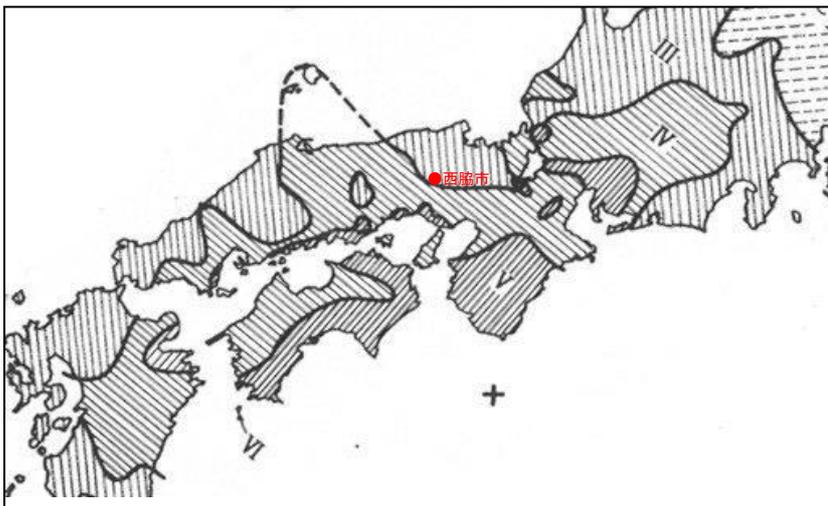
豊岡市円山川河口、城崎付近を震源とする。西脇市付近では震度4程度と見られる。被害は円山川河口から豊岡に至る狭い範囲に集中した。北但、丹後地方を合わせた被害は死者428人、負傷者834人、焼失2,180棟、全壊1,295棟、半壊50棟といわれている。

北但馬地震の震度分布



(2) 南海地震(昭和21(1946)年12月21日4時19分 M8.0、震源：北緯33.03° 東経135.62°、震源の深さ20km)

被害は中部地方から九州までの広い範囲に及んだ。全国の死者1,330人、負傷者3,842人、全壊9,070棟、半壊19,204棟。西脇市付近では震度3～4と見られる。



南海地震の震度分布

(3) 兵庫県南部地震(平成7(1995)年1月17日5時47分 M7.3、震源：北緯34° 35.7' 東経135° 02.2'、震源の深さ17.9km)

明石海峡を震源とし、記録史上初めて震度7を記録した地震で、西脇市付近では震度4程度であった。阪神間に大災害をもたらし(阪神淡路大震災)、被害は神戸市、淡路島、芦屋市、西宮市、宝塚市などを中心に、死者6,434人、負傷者43,792人、全壊及び半壊棟数249,180棟であった(平成17(2005)年12月22日現在. 防災白書)。

旧西脇市では人的被害はなく、住家の一部破損・瓦等被害127件、水道給水管破損110件、ガス一時供給停止22件などが発生した。黒田庄町では人的被害はなく、住家の一部破損201棟(185世帯)、道路破損8箇所などが発生した。

なお、西脇市近傍では兵庫県南部地震による被害は小野市、加西市の負傷者若干名にとどまった。

第4 災害の想定

1 風水害

風水害の被害として、兵庫県による加古川の氾濫シミュレーションの結果をもとに作成された兵庫県CGハザードマップの浸水の概要を示す。このシミュレーションの想定している降雨は、100年に1度発生する規模で、総降水量は2日間で288mmである。

(1) 加古川下流部の浸水状況（加東市境界～杉原川合流点付近まで）

ほぼ全区間で兩岸に浸水区域が生じる。左岸新西脇駅前付近では西脇バイパスと和布南交差点付近は冠水しないもののそこから西（加古川堤防側）では最大2m以上の浸水が生じ、堤防際でJR加古川線から南側、野村橋下流までの区間は幅50m延長600mにわたって2m以上の浸水区域となる。

右岸側の野村大橋付近から下流の全区間がJR加古川線と堤防との間で400～600mの幅で浸水し、堤防沿いの幅100mの区間は最大2m以上の浸水区域となる。主要地方道西脇三田線も岩井橋から野村交番の間が冠水する。JR西脇市駅から野村橋を結ぶ線付近から上流側は河岸部まで浸水は発生しない。

左岸高松町は100～200mの幅で浸水区域となり加古川沿いに延長1.2kmにわたって国道175号が水没してしまう。

(2) 加古川中流部の浸水状況（杉原川合流点付近～畑瀬橋まで）

浸水区域は、大きく分けて、JR加古川線（左岸側）と国道175号（右岸側）との間の区域（加古川兩岸部）と、杉原川合流点を中心とする半径1.3kmの区域とに区分できる。

加古川右岸側175号沿いでは加古川堤防と国道175号とに挟まれた区域のほぼ全域が浸水する。特に、緯度橋より下流は0.5～2m以下の浸水区域が広がり、加古川堤防沿いは2m以上の浸水区域となる。

左岸側では日本へそ公園から下流のJR加古川線と加古川の間がほぼ全域にわたって最大2m以上の浸水が発生し、大半の区域が1m以上浸水する。また、畑谷川下流部の一部にも最大1m以下の浸水区域が生じる。

杉原川合流部では、最下流の和布町の一部が2m以上浸水し、蓬萊橋から（加古川）中郷橋付近までが0～1mの浸水区域となる。

(3) 加古川上流部の浸水状況（畑瀬橋～丹波市境界）

ほぼ全区間で兩岸に浸水区域が生じる。右岸側では山沿いの地域を除きほぼ全域にわたって浸水区域が広がり、大半の区域が1m以上浸水し、深いところでは最大3mから4mの浸水区域となる。

左岸側では、畑瀬橋付近が0～1m浸水し、黒田庄町喜多から中央橋にかけて0.5m～2mの浸水区域が広がる。中央橋から新中橋までは、0～0.5mの浸水、新中橋付近で0.5m～2m浸水するほか、黒田庄町小苗が0～3mの浸水区域となる。

2 地震

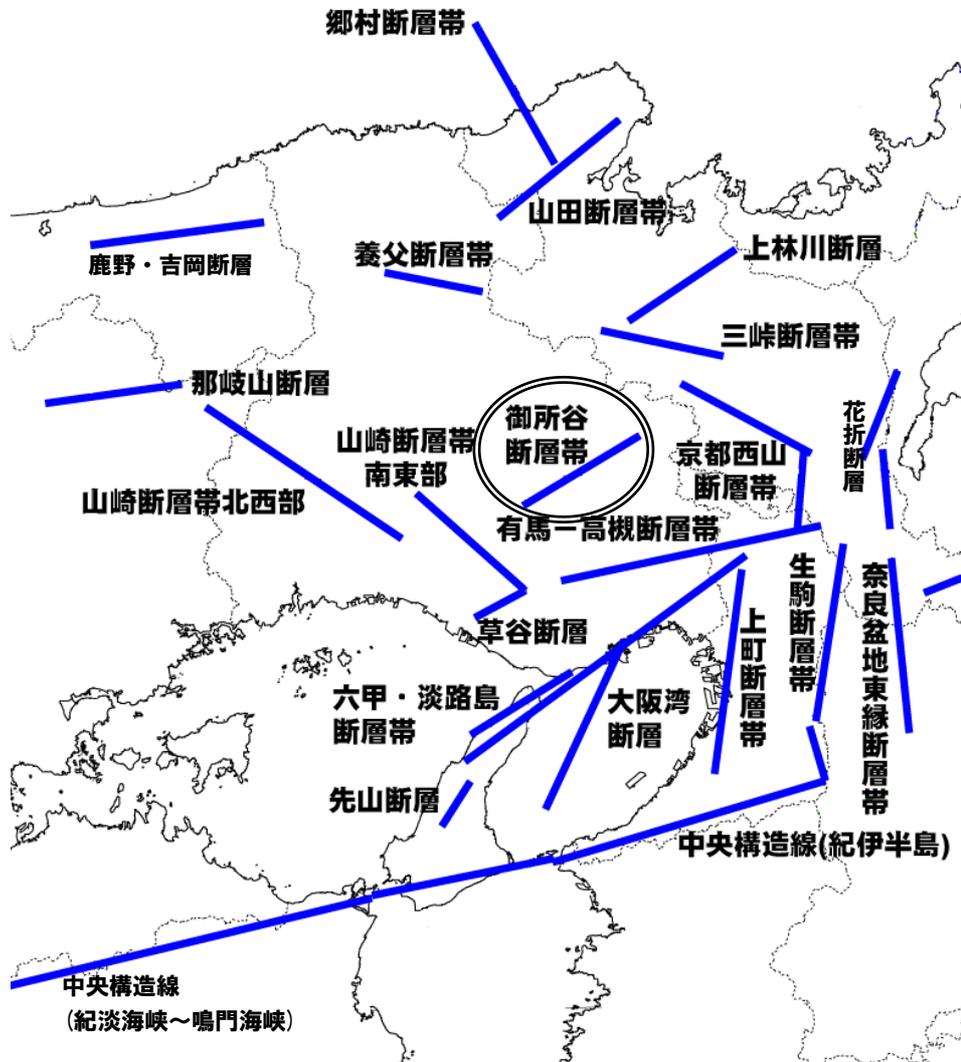
兵庫県内において震度5強以上の揺れを生じさせる県内外の地震（海溝型地震（3地震）と内陸型地震（県内8地震、県外13地震）の計21地震）がある。

そのうち、西脇市に最も影響を及ぼす御所谷断層帯地震について、概要をまとめる。

(1) 想定断層

断層の位置は、次のとおりである。

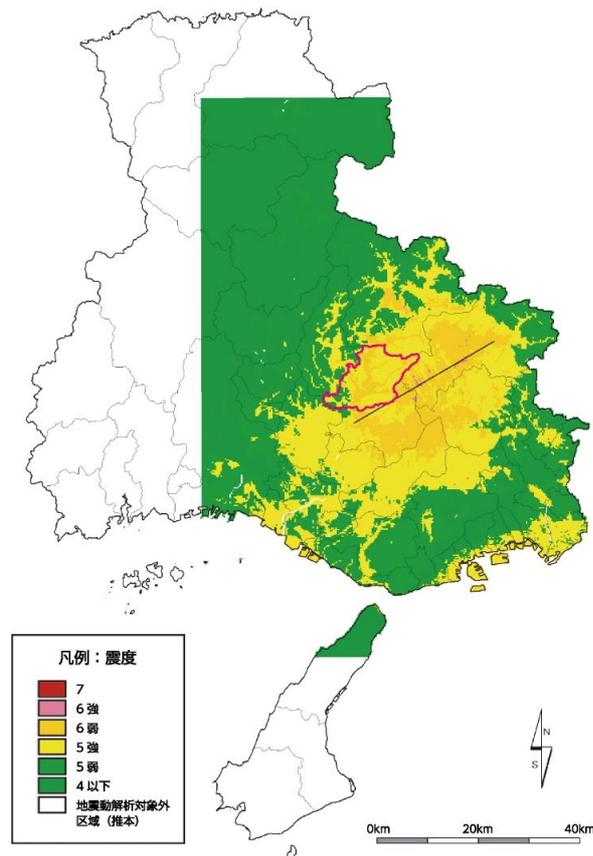
【断層の位置】



(2) 地震動と被害

西脇市内の震度は、平地部で震度6弱、山間部で震度5弱から5強と予測される。

建物倒壊による人的被害については次の表のとおり、冬期の早朝5時で予測、火災による焼死者数は冬期の18時の予測とする。



■御所谷断層帯地震被害予測

物的被害 (棟)				人的被害 (人)					
揺れ		液状化	火災	建物倒壊 (冬早朝 5時)			火災(焼死者数) (冬夕方 18時)		全壊・焼失・半壊 による避難者数
全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	焼失 棟数	死者数	負傷者 数	重傷者 数	風速 6m/s 未満	風速 6m/s 以上	
224	2,380	45	1	14	158	6	1	1	1,860

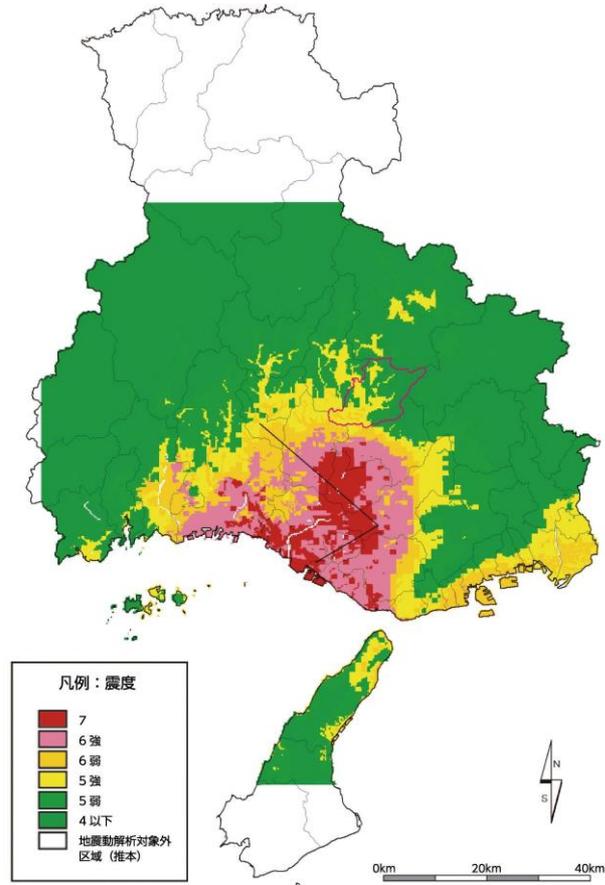
[参考]

■山崎断層帯地震（主部南東部・草谷断層）の震度分布

平成 23 (2011) 年 5 月 23 日に開催された兵庫県防災会議幹事会（兵庫県防災会議地震災害対策計画専門委員会）により発表された、山崎断層帯地震の震度分布図において、西脇市南西部と北部の一部で震度 5 強から 6 弱、東側山間部では 5 弱と予想される。

(人)

物的被害 (棟)				人的被害 (人)					
揺れ		液状化	火災	建物倒壊 (冬早朝 5時)			火災(焼死者数) (冬夕方 18時)		全壊・焼失・半壊 による避難者数
全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	焼失 棟数	死者数	負傷者 数	重傷者 数	風速 6m/s 未満	風速 6m/s 以上	
23	482	26	1	1	29	1	1	1	347



3 土砂災害

市内には、土砂災害の法指定区域や危険箇所が多数分布しており、これらの場所では土砂災害の発生が懸念される。

■西脇市の法指定区域

区分	合計
災害危険区域 (建築基準法 39 条)	0
急傾斜地 崩壊危険区域	12
地すべり 防止区域	0
土砂災害 警戒区域	254
土砂災害 特別警戒区域	158
宅地造成工事 規制区域	2,498ha

■西脇市の災害危険箇所

区分	合計
重要水防箇所 (国・県)	13
急傾斜地 崩壊危険箇所	156
地すべり 危険箇所	0
土石流 危険溪流箇所	112
山腹崩壊 危険地区	74
崩壊土砂 流出危険地区	177
地すべり 危険地区	0
雪崩危険箇所	0

4 雪害及び火災

(1) 雪害

西脇市では交通の障害となるような長期かつ多量の積雪はこれまで記録されていない。西脇市の年間降雪日数は2、3日であるが、現代社会は交通の高度化とともに、降雪・積雪に弱い傾向があり、数cmの積雪に対しても交通事故等の間接的事故、災害に対する注意が必要となる。

(2) 大規模火災

市内では消防団の体制が強固で、これまで大規模な火災は発生していないが、古い木造の住宅が密集した地域があり、強風・乾燥時の気象条件下で発生した火災は大規模火災につながりやすい。特にフェーン現象が起きたときや火災警報発令下では注意が必要である。また、昼間消防団員の不足が顕著で、一層の火災予防思想の普及が望まれる。

① 火災発生件数

西脇市の火災発生件数は、令和元（2019）年から令和5（2023）年までの5年間の平均が15.8件であった。この間、令和4（2022）年の21件が最多で、令和3（2021）年の7件が最小となっている。出火原因について、ここ数年間の出火原因については、たき火が上位となっている。

② 火災による死傷者数

令和元（2019）年度及び令和2（2020）年は、それぞれ死者0人、負傷者1人、令和3（2021）年は死傷者0人、令和4（2022）年は負傷者4人、令和5（2023）年は死者1人、負傷者3人となっている。

③ 火災被害額

損害額は、令和2（2020）年の118,643千円が最高となる。また、当調査期間の年間平均損害額は、44,691千円となっている。

④ 消防体制

北はりま消防組合職員は224人、うち、西脇消防署・西脇北出張所職員は42人である。また、西脇市消防団員は853人（令和6（2024）年度）である。

（以上、西脇消防署資料）

5 大規模事故災害の想定される事故の態様

(1) 航空機事故

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
<input type="checkbox"/> 火災、爆発 <input type="checkbox"/> 多数救急・救助事案 <input type="checkbox"/> 危険物・毒物・劇物等の流出・漏えい	<input type="checkbox"/> 事故発生箇所（特に住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） <input type="checkbox"/> 航空機の種類（航空機の名称、旅客機・貨物機の別、出発・到着便の別、民間機・軍用機の別、ヘリコプター・小型機・大型機の別）

(2) 鉄道事故

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
<input type="checkbox"/> 火災、爆発 <input type="checkbox"/> 多数救急・救助事案 <input type="checkbox"/> 危険物・毒物・劇物等の流出・漏えい	<input type="checkbox"/> 事故発生箇所（踏切箇所、立体交差区間、有人・無人駅の別、周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） <input type="checkbox"/> 事故発生時（朝夕通勤・通学時、日中、夜間の別、平日・休日の別） <input type="checkbox"/> 事故の態様（車両火災、衝突、脱線、転覆） <input type="checkbox"/> 事故列車の種別（特急・その他便の別、客車・貨物車の別）

(3) 道路事故

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
<input type="checkbox"/> 火災、爆発 <input type="checkbox"/> 多数救急・救助事案 <input type="checkbox"/> 危険物・毒物・劇物等の流出・漏えい	<input type="checkbox"/> 事故発生箇所（山間部・トンネル区間、交差点、周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） <input type="checkbox"/> 事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日・休日の別） <input type="checkbox"/> 事故の態様（車両火災、多重衝突） <input type="checkbox"/> 事故車両の種別（危険物輸送車両・バスの有無、輸送物内容）

(4) 雑踏事故

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
<input type="checkbox"/> 多数救急・救助事案	<input type="checkbox"/> 事故発生箇所（屋内・屋外の別、周辺地域における安全誘導スペース・う回路使用可能道路の有無、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） <input type="checkbox"/> 事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日・休日の別）

(5) 大規模火災・危険物事故

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
<input type="checkbox"/> 火災、爆発 <input type="checkbox"/> 多数救急・救助事案 <input type="checkbox"/> 危険物・毒物・劇物等の流出・漏えい	<input type="checkbox"/> 事故発生箇所（周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） <input type="checkbox"/> 事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日・休日の別） <input type="checkbox"/> 危険物の名称・量・保管位置（特に有毒ガス発生危険の有無、放射性物質の有無）

(6) 大規模林野火災

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
<input type="checkbox"/> 住家等への延焼 <input type="checkbox"/> 電力送電線被害 <input type="checkbox"/> 電話・テレビ等中継装置被害	<input type="checkbox"/> 火災発生箇所（周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設、ライフライン関連施設の有無、消火活動困難度、飛び火の有無） <input type="checkbox"/> 気象条件（風向、風速、湿度、降雨に関する現在及び将来に関する状況） <input type="checkbox"/> 火災発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日・休日の別）

(7) 原子力災害等

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
<input type="checkbox"/> 放射線又は放射性物質の漏えい <input type="checkbox"/> 風評による農林業・商工業・観光被害	<input type="checkbox"/> 事故発生箇所（トンネル区間、交差点、周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） <input type="checkbox"/> 事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日・休日の別） <input type="checkbox"/> 事故の態様（輸送車両衝突、転覆、火災発生の有無） <input type="checkbox"/> 放射性物質の名称・量・保管位置（特に防災・管理責任者の存否）

6 兵庫県内で発生した大規模事故災害

近年、西脇市では基幹産業など従来の産業、業種とは異なる 24 時間操業の事業所が目立ち始めており、危険予知活動やヒヤリハット発掘活動を活発に行い出火及び事故の未然防止に努め、時代に即した更なる消防体制の拡充が望まれる。

西脇市では風水害、雪害以外では特筆すべき大規模事故災害の履歴はない。

兵庫県内で発生した大規模事故災害は、次のとおりである。

(1) 鉄道事故

① 列車転落事故

- ・発生年月日 昭和 61（1986）年 12 月 28 日 13 時 25 分頃
- ・発生場所 兵庫県美方郡香美町香住区 国鉄（当時）JR 山陰本線余部鉄橋
- ・人的被害 死者 6 人、負傷者 6 人
- ・概要 香住駅から浜坂駅に回送中の列車が、強風下の余部鉄橋から余部集落内に転落したものである。

② 列車脱線転覆事故

- ・発生年月日 平成 17（2005）年 4 月 25 日 9 時 18 分頃
- ・発生場所 兵庫県尼崎市 JR 福知山線尼崎～塚口間
- ・人的被害 死者 106 人、負傷者 500 人以上
- ・概要 JR 福知山線塚口駅から尼崎駅に向う普通電車が速度超過のためカーブを曲がり切れず脱線転覆し沿線のマンションに衝突大破、多数の死傷者を出した。

(2) 航空機災害（墜落事故）

- ・発生年月日 昭和 61（1986）年 11 月 27 日 17 時頃
- ・発生場所 兵庫県美方郡香美町村岡区
- ・人的被害 死者 8 人
- ・概要 美方郡香美町村岡区の場合離着陸場から神戸市のヘリポートに向けて飛行中の阪急ヘリコプター機が、村岡区大峰山山頂付近の斜面に衝突、炎上し搭乗者全員が死亡した。

(3) 雑踏事故

- ・発生年月日 平成 13（2001）年 7 月 21 日 20 時 35 分頃
- ・発生場所 兵庫県明石市大蔵海岸付近 国道 2 号上の陸橋
- ・人的被害 死者 11 人、負傷者 222 人
- ・概要 明石市大蔵海岸で開催されていた花火大会終了後、会場へ向う人波と帰宅する人波とが陸橋（幅 6 m、長さ 109.7m）上でぶつかり、転倒将棋倒し事故となったものである。

(4) 爆発事故

- ・発生年月日 平成 24（2012）年 9 月 29 日 14 時 35 分頃
- ・発生場所 兵庫県姫路市網干区 株式会社日本触媒 姫路製作所
- ・人的被害 死者 1 名、負傷者 36 名
- ・概要 高純度アクリル酸精製塔のボトム液を一時貯蔵する中間タンクが爆発・火災を起こし、隣接するアクリル酸タンク、トルエンタンク等の設備や建屋、及び消防車両に延焼したものである。

資料

2-13 西脇市の災害

3-6 気象庁震度階級関連解説